

別表第 1 (第 3 条関係)

抑制区域	根拠法令等
国立公園(特別地域及び普通地域)	自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条第 1 項及び第 33 条第 1 項
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 14 条第 1 項、第 22 条第 1 項及び静岡県自然環境保全条例(昭和 48 年静岡県条例第 9 号)第 10 条第 1 項
農業振興地域内の農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 2 項第 1 号
第 1 種農地	農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 4 条第 6 項第 1 号ロ
地域森林計画対象森林 国有林の地域別の森林計画対象森林 保安林	森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 5 条第 2 項第 1 号、第 7 条の 2 第 1 項及び第 25 条第 1 項
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 1 項
景観形成重点地区	裾野市景観条例(平成 25 年裾野市条例第 15 号)第 19 条第 1 項
地すべり防止区域	地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項
砂防指定地	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 2 条
河川区域 河川保全区域	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項及び第 54 条第 1 項
廃棄物の最終処分場(搬入が終了し、廃止手続が完了した処分場は除く)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項及び第 15 条第 1 項

<p>土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号) に基づく要措置区域</p>	<p>土壌汚染対策法第 6 条第 1 項</p>
<p>指定文化財の所在する区域 史跡名勝天然記念物の指定地</p>	<p>文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号) 第 27 条第 1 項及び第 109 条第 1 項 静岡県文化財保護条例(昭和 36 年静岡県条例第 23 号) 第 4 条第 1 項及び第 29 条第 1 項 裾野市文化財保護条例(昭和 51 年裾野市条例第 18 号) 第 5 条第 1 項及び第 30 条第 1 項</p>
<p>第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域</p>	<p>都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号</p>